

岐阜地方最低賃金審議会
令和 7 年度第 1 回岐阜県最低賃金専門部会議事録

令和 7 年 7 月 3 0 日（水）岐阜合同庁舎 5 階 共用第 1 会議室

中家室長	定刻になりました。 本日は御多用のところ、令和 7 年度第 1 回岐阜県最低賃金専門部会に御出席を賜り厚く御礼申し上げます。 皆様方におかれましては、この度、岐阜県最低賃金専門部会委員に任命されましたので、御手元に任命辞令をお配りしております。 また、専門部会の委員につきましては、資料№ 1（1 ページ）「岐阜地方最低賃金審議会岐阜県最低賃金専門部会委員名簿」にて御確認ください。 本来であれば、お一人ずつ御紹介させていただくべきところですが、時間の関係もございますので、この名簿の配付をもちまして御紹介に代えさせていただきます。 岐阜県最低賃金専門部会は、公労使各 3 名の 9 名で構成されます。本日は、全委員が出席されており、最低賃金審議会令第 6 条第 6 項の規定による定足数を満たしており、本会が有効に成立しておりますことを御報告いたします。 なお、本会は公開審議としており、6 名の方が傍聴されています。 本日は、第 1 回目の専門部会ですので、部会長選出までの間、事務局で進行を務めさせていただきます。 まずは、議題 1「岐阜県最低賃金専門部会部会長、部会長代理の選出について」です。 最低賃金法第 25 条第 4 項の規定に基づき、部会長及び部会長代理は公益委員の中から選出していただくことになっております。 公益委員から御推薦をいただき、選出することとしてよろしいでしょうか。
------	--

各委員	異議なし。
中家室長	ありがとうございます。異議がないことを確認しました。 それでは公益委員から御推薦をお願いします。
竹内委員	(挙手) はい、よろしいでしょうか。
中家室長	はい、竹内委員をお願いします。
竹内委員	部会長に宮坂委員、部会長代理に栗山委員を推薦します。
中家室長	ただ今、竹内委員から「部会長に宮坂委員、部会長代理に栗山委員」との御推薦をいただきましたが、いかがでしょうか。
各委員	異議なし。
中家室長	ありがとうございます。 部会長に宮坂委員、部会長代理に栗山委員が選出されました。 それでは、ここからの進行を宮坂部会長をお願いします。
宮坂部会長	ただ今、部会長を仰せつかりました宮坂と申します。どうぞよろしくお願いいたします。 (挨拶) それでは議事を進めます。 次の議題２「岐阜地方最低賃金審議会岐阜県最低賃金専門部会運営規程(案)について」です。 事務局から説明してください。
中家室長	それでは、資料№２(３ページ)「岐阜地方最低賃金審議会岐阜県最低賃金専門部会運営規程(案)」を御覧ください。 内容については、昨年度から変更はございません。 以上です。

宮坂部会長	ただ今説明がありました、「岐阜地方最低賃金審議会岐阜県最低賃金専門部会運営規程（案）」について、御意見を伺います。 労働者側委員いかがでしょうか。
栗本委員	特にございません。
宮坂部会長	それでは、使用者側委員いかがでしょうか。
澤村委員	特にございません。
宮坂部会長	異議がないようですので、この案で決定といたします。 御手元の「岐阜地方最低賃金審議会岐阜県最低賃金専門部会運営規程」の（案）を削除して、附則に本日の日付を入れてください。 次の議題に移ります。 議題３「岐阜県最低賃金専門部会の議事並びに議事録の公開について」です。 事務局から説明してください。
中家室長	岐阜県最低賃金専門部会の公開については、「岐阜県最低賃金専門部会運営規程」に基づき公開範囲を決めています。令和５年度の第３回専門部会から、公労使三者が集まって議論を行う場については、傍聴人を入れ、議事を公開し、公労・公使の二者協議に関しては、「公開が率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合」に該当するとの部会長判断により非公開としておりました。議事録についても、同じ範囲を公開しております。 今年度の専門部会の議事公開については、令和６年度と同じ公開範囲とすることを、本年３月１８日開催の第４８６回岐阜地方最低賃金審議会において決議しております。 審議会の決議を踏まえ、今年度の公開範囲について部会長の判断をお願いします。

宮坂部会長	岐阜県最低賃金専門部会の議事公開については、「岐阜県最低賃金専門部会運営規程」に基づき、公労使三者が集まって議論を行う場については公開とし、公労、公使の二者協議については「公開することにより率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合」に該当するものと判断し、非公開とさせていただきたいと思います。 併せて、議事録についても、公労使三者が集まって行われた議論の内容について、ホームページ掲載により公開することとさせていただきたいと思います。 それでよろしいでしょうか。
各委員	(発言なし)
宮坂部会長	それでは決定させていただきました。 次の議題に移ります。 議題 4 「岐阜県最低賃金の改正決定について」です。 まず、関連する資料について、事務局から説明してください。
安藤 室長補佐	それでは、本日お配りした岐阜県最低賃金の改正決定に関する資料について御説明します。 まず、中央最低賃金審議会目安に関する小委員会における配布資料が資料№ 3 から№ 7 です。 第 1 回目安に関する小委員会の配布資料が資料№ 3 (5 ページ)、第 2 回目安に関する小委員会の配布資料が資料№ 4 (207 ページ) です。 それでは、ここで 213 ページを御覧ください。 令和 7 年賃金改定状況調査結果です。第 4 表 の左上、産業計、男女計を見ますと、岐阜県のランク区分 B の賃金上昇率は 2.9%、令和 6 年は 2.4%、昨年比較で 0.5 ポイント上回っています。 次に、第 3 回目安に関する小委員会の配布資料が資料№ 5 (397 ページ)、第 4 回目安に関する小委員会の配布資料が資料№ 6 (399 ページ) です。

目安に関する小委員会の配付資料は以上となります。

次に、岐阜県に関する資料として資料№ 7(405 ページ) が「岐阜県最低賃金の推移」、生計費に関する資料として資料№ 8 (407 ページ) 「岐阜市消費者物価指数 (令和 7 年 6 月分)」、賃金に関する資料として資料№ 9 (409 ページ) 「令和 7 年度 最低賃金基礎調査の結果 (速報値)」です。

少し詳しく説明します。409 ページの項目 2、調査対象を御覧ください。

調査は岐阜県内にある (1) (2) の業種及び規模の 1,751 事業所を対象に調査票を送付し、うち 529 の事業所の 8,682 人の労働者データを労働者数で復元して集計したものとっております。

また、調査事項は項目 3 に記載のとおり、令和 7 年 6 月 1 日現在の事業所に関する実態と令和 7 年 6 月分の労働者に関する事項を調査しております。

次に 411 ページをご覧ください。平成 30 年度から昨年度までの目安額、時間額、引上額、影響率、引上げ率、未満率と特性値の推移を示したものに、本年度の未満率と特性値を示した表となります。

本年度の未満率は 2.2%、時間当たりの平均賃金額は 1,454 円、第 1・20 分位数は 1,001 円、第 1・10 分位数は 1,005 円、第 1・4 分位数は 1,050 円、中位数は 1,250 円となっております。未満率は 412 ページのグレー表示の 1,000 円のところ、そのほかの数値は 416 ページ下段の一番左側の数字です。

少し戻りまして、412 ページから企業規模別、地域別、年齢別男女計、就業形態すべての時間当たり所定内賃金額の表、417 ページから就業形態一般の労働者、422 ページから就業形態パートの労働者の表です。

次に春闘の妥結状況です。

資料№10(443 ページ) が連合岐阜による最終賃上げ集計結果、資料№11(445 ページ) が一般社団法人岐阜県経

営者協会による最終集計結果です。

次に事業の賃金支払能力に関する資料です。

資料№12(447 ページ)が財務省東海財務局岐阜財務事務所による「岐阜県内経済情勢」です、

次に資料№13(459 ページ)が岐阜県環境エネルギー生活部統計課公表の「全国・岐阜県の経済指標」

次に資料№14(475 ページ)は「生活保護費と岐阜県最低賃金との比較について(令和 7 年度)」です。

それでは、この内容について説明します。

この計算は中央最低賃金審議会と同じ方法で、令和 5 年度の生活保護費と最低賃金を比較したものです。また、生活保護費に関する最新データは、令和 7 年 3 月に公表された、令和 5 年調査によるデータのため、比較対象を令和 5 年度としています。

次に項目 1 の(1)生活扶助費は 第 1 類費 + 第 2 類費(世帯共通経費)の金額が令和 4 年度のコ額と比較し上昇したことから、令和 4 年度との比較で 914 円少々のプラスとなっております。 の冬季加算と の期末一時扶助費の数値は令和 4 年度と同じです。

また、生活扶助費の前提条件は「18 ~ 19 歳単身」に適用される生活扶助基準額、冬季加算については、11 月から翌年 3 月までの支給となりますので、1 年を通した 1 か月の平均額は、冬季加算額に 12 分の 5 を乗じたものとなります。

項目 1 の(2)住宅扶助はデータの更新により令和 4 年度の比較より 169 円少々増えています。この月額は、令和 5 年度被保護者調査年次調査の個別調査、1 人世帯の世帯数及び住宅扶助実績値を基に算定したものです。

項目 1 (3)生活保護費については、生活扶助費と住宅扶助を合わせた額で、月額 97,673 円となります。

次に項目 2 の最低賃金月額は、比較対象となる年の改正後の最低賃金額に 1 か月の平均所定労働時間を乗じ、当該年の可処分所得割合を乗じた金額です。

	最低賃金額は令和 5 年 10 月に改正された時間額 950 円に、年間の上限となり法定労働時間(2085.14 時間)を 12 で除した 173.8 を乗じ、給与収入から税金、社会保険料などを控除して計算した可処分所得率 0.807 を乗じて算出した額が、月額 133,244 円になります。 次に項目 3 の比較結果では、月額で 35,571 円、時間額で 254 円、それぞれ最低賃金額が上回っております。 また(2)時間額は生活保護費を可処分所得率 0.807 で除し、それを 1 か月平均所定労働時間就労したものとして 173.8 で除した金額を時間額としております。 次に資料№15(477 ページ)が「令和 7 年度地域別最低賃金の審議にかかる参考データ」です。詳細につきましては後ほど賃金室長から説明いたします。 なお、当局職業安定部が取りまとめております「雇用失業情勢」の 6 月分並びに岐阜県公表の「毎月勤労統計調査結果」5 月分につきましても、公表され次第配付させていただきます。 説明は以上となります。
中家室長	引き続き補足説明をさせていただきます。 資料№15(477 ページ)は岐阜労働局作成の資料です。令和 7 年度地域別最低賃金の審議にかかる参考データとしてまとめました。 資料は、中央最低賃金審議会の資料にある指標に対応するものとして、岐阜県のデータについてや近隣県のデータなどと比較するなどした資料を作成しました。 478 ページは、日銀短観から、売上高経常利益率の推移です。岐阜県のデータはありませんので、東海 3 県のデータを全国のものと一緒に表にしています。 479 ページは東海 3 県の各県が作成している県民経済計算から、県民雇用者報酬の県民所得に占める割合を表にしたものです。県によってはこのデータを労働分配率としているところがあります。 岐阜県は、東海 3 県の中でも割合が高い状況が続いて

おります。

480 ページは岐阜県の企業倒産情報です。中央最低賃金審議会の資料は帝国データバンクの資料を使用していますが、こちらは東京商工リサーチの資料を使用したものとなります。

各年の1月から5月の倒産件数は、令和5年から減少傾向となっています。

481 ページは昨年と同じ資料ですが、前回の国勢調査に基づき集計された昼間人口、夜間人口とその比率となります。

昼夜間人口比率は、岐阜県は全国で42位となっており、昼間に人口が多く移動している状況となっています。また、夜間人口のうち「他県で仕事をしているもしくは通学している人」の人数を近隣県で比べたのが右上の表です。このデータは通学の人も含まれていますので、あくまで参考としてお示ししております。人数ベースでも県外移動が多いことが見て取れます。

482 ページは岐阜労働局における、賃上げに活用できる業務改善助成金の申請件数の推移となります。なお、棒グラフは岐阜県のデータのみで、全国のデータは表のみとなっています。

労使団体にも協力いただきまして、助成金の周知をさせていただいたことや、最低賃金の改定額が近年大きいこともあり、申請件数は大幅に増加しているところです。

次はハローワーク関係のデータになります。

484 ページは新規求人数、求職者数、求人倍率の推移です、岐阜県は東海3県の中で高い状況で推移しています。

486 ページは総務省データから、完全失業率の推移です。全国の水準や東海3県の水準より低い水準で推移しております。ハローワーク関係のデータと合わせると、完全失業率が低い一方で、求人倍率が高い状況が見て取れます。労働市場が比較的良好な反面、労働力不足の懸念があることが見て取れるかと思えます。

	487 ページは、昨年も同じような資料を作成しましたが、最低賃金に係る岐阜県と全国加重平均、愛知県との比較になります。 平成 21 年時点では愛知県との差が 36 円、全国平均との差が 17 円だったものが、令和 5 年度時点では 77 円差、54 円差と乖離が拡大しておりました。昨年の時点では愛知県との差は 76 円と 1 円縮まりましたが、全国平均との差は 54 円で変わっておりません。 489 ページからは消費者物価指数に関する資料です。全国の指数の推移を見ますと、全国、岐阜市とも同じような推移となっていることが 489 ページ、490 ページから見て取れると思います。 491 ページは持家の帰属家賃を除く総合の推移です。 493 ページは大分類にあたる「食料」の推移です。 495 ページは、中央最低賃金審議会の資料にもありましたが、消費者物価指数「頻繁に購入する品目」の対前年上昇率の推移の資料で、全国データの推移になります。 496 ページからは、「頻繁に購入する品目」のデータに関連するのですが、「頻繁に購入する品目」のデータが県別や都市別にはありませんので、昨年度と同様に「頻繁に購入する品目を複数含む、例えば分類「穀類」「肉類」などをピックアップして表にしたものです。 505 ページは中央最低賃金審議会の資料に、消費者物価指数のうち、食料関係の上昇率の推移を示した表がありますが、その表に岐阜市の数値を加えた表となっております。 説明は以上です。
宮坂部会長	ただ今、事務局から説明がありました資料について、御質問等がありましたらお伺いします。 労働者側委員、いかがでしょうか。
栗本委員	特にございません。

宮坂部会長	使用者側委員はいかがでしょう。
澤村委員	特にございません。
宮坂部会長	それでは次に移ります。 本日の専門部会の前に開催した第 489 回岐阜地方最低賃金で審議いただきましたが、目安額の伝達については、中央最低賃金審議会から答申があり次第、この専門部会において伝達を受けることといたします。 また、8 月 4 日（月曜日）の予備日とは別に、新たに 8 月 12 日（火曜日）午前 9 時 30 分から専門部会の予備日とすることを確認いたします。 労使双方の委員の皆様、よろしいでしょうか。
各委員	（発言なし）
宮坂部会長	異議なしということで、事務局から何かございますでしょうか。
中家室長	はい、中央最低賃金審議会の第 5 回目安に関する小委員会が 7 月 31 日 13 時から予定されているということがありまして、明日の専門部会での伝達は難しい状況にあると思われます。そのため、審議の日数を確保するために、予備日となっている 8 月 4 日について、13 時 30 分から専門部会を開催するという審議日程を提案いたします。
宮坂部会長	ただ今、事務局から提案がありました審議日程につきまして、御意見をお伺いします。 労働者側委員、いかがでしょう。
栗本委員	特に異議ございません。
宮坂部会長	使用者側委員はいかがでしょう。
澤村委員	異議ございません。
宮坂部会長	それでは、事務局提案のとおり、8 月 4 日（月曜日）13 時 30 分から専門部会を開催することとします。

	次に、岐阜県最低賃金の改正について具体的審議に入る前に、労使双方から基本的な考えについて伺います。 まず、労働者側委員からいかがでしょうか。
栗本委員	では、労働者側から 3 点主張させていただきます。 まず 1 つ目です。 連合の 2025 春闘生活闘争の結果につきましては、先ほど資料を付けていただきましたが、2 年連続で 5 % 台の賃上げを実現したところでございます。中小企業の賃上げも健闘し、賃上げの裾野は広がった、新たな賃上げのステージの定着に向けて前進したものと受け止めております。 岐阜県における集計におきましても、昨年を上回る 4.9% の賃上げ率、300 人未満につきましては連合岐阜の全体の集計を上回る 4.91% となりました。 この交渉結果を労働組合のない職場で働く方々の労働条件の向上に波及させる取組も私たちが担っているところでございます。この賃上げの流れを社会全体、そして岐阜県全体に広げて、岐阜県経済の好循環につなげていきたいと思っております。 2 つ目でございます。 既にメディアの方には発表されておりますが、8 月に値上げをする調味料、乳製品など 975 品目の価格が改定されている状況でございます。そういったところからすれば、労働者の生活は厳しさを増しております。とりわけ、最低賃金近傍で働く仲間の暮らしは極めて苦しい状況でございます。今年の最低賃金の引上げへの期待感は昨年以上に高いと感じております。生活に及ぼす影響の実態を踏まえて、消費者物価上昇率を考慮した引上げを求めて生きたいと思います。 3 点目でございます。 あらゆる産業で人手不足が深刻化しております。労働力流出には様々な要因がありますが、その 1 つとなりますのが、地域間額差です。地域間額差の縮小を早期に

	取り組むべきと考えております。 以上です。
宮坂部会長	ありがとうございました。 では、使用者側委員はいかがでしょうか。
澤村委員	では、使用者側の基本的な考え方を述べさせていただきます。 これから審議に入るわけですが、最低賃金法に定める法定の３要素である、生計費、賃金、通常の賃金支払能力に基づいて議論をしてまいりたいと考えております。これら３要素に関するデータや指標に基づいて、岐阜県の経済実態をしっかりと踏まえた上で審議に臨むべきであると考えております。 岐阜県は中小・小規模事業場比率が高く、下請比率も非常に高い県であり、中小・小規模の事業者の実情に配慮した議論が必要であると考えております。大幅な最低賃金の引上げによる影響が大きいことを共有させていただきたいと思います。 また、価格転嫁については、物価高や人件費の高騰分を十分に転嫁できていない、厳しい環境にある中小企業が多いのが実情です。 このような現状について、アンケート結果などをお示ししながら、審議してまいりたいと思います。 また、岐阜県経済情勢については、資料№12 にもありましたとおり、岐阜財務事務所発表の調査では、企業収益は令和７年度は減少見込み、設備投資においても令和７年度は減少見込みなど、厳しい判断が発表されております。また、関税措置による影響が見通せず、先行きが不透明な状況にあります。このような状況を踏まえながら、繰り返しになりますが、３要素に基づく議論をしてまいりたいと考えております。 以上です。
宮坂部会長	ありがとうございました。 それでは本日の審議はここまでにしたいと思います。

	ただ今、双方の基本的な考えについて御意見を賜りましたが、お互いの意見を持ち帰っていただきまして、さらに御検討いただきたいと思います。 次に議題5「その他」ですが、事務局から何かありますでしょうか。
中家室長	予定している議題はございません。
宮坂部会長	それでは、本日の専門部会はこれもちまして閉会とします。ありがとうございました 次回以降の専門部会につきましては、7月31日(木曜日)13時30分から会場が変わりまして、本庁舎4階岐阜労働局B会議室にて行いますので、お願いいたします。